

# アメリカ合衆国の最低賃金制度の経緯，実態と課題

笹島 芳雄

(明治学院大学教授)

アメリカ合衆国の最低賃金制度は1910年代に幾つかの州で創設された。しかし1923年に連邦最高裁の違憲判決により無効となった。その後、連邦最高裁が州最低賃金に対して合憲判断に変化したことで、1938年に連邦最低賃金が創設され、州最低賃金制度も復活した。連邦最低賃金は、低い労働条件の改善を目的とし、ほぼすべての被用者が対象であるが、非時給制のホワイトカラーを除外している。全州に調査官を配置してその順守を進めている。ほとんどの州に最低賃金制度があり、その内容は州によりかなり異なる。最低賃金の水準は連邦最低賃金と同一とする州が多いが上回る州もある。連邦最低賃金以下で働く労働者は2008年に223万人であり、長期的にはかなり減ってきた。若者、女性、パートに多く見られ、また外食店従事者に数多く存在する。アメリカ政府は貧困世帯の判定基準となる収入水準を示している。2008年の場合、連邦最低賃金では、2人世帯の貧困世帯よりも低い収入水準となる。最低賃金の一種として、最低賃金を上回る生活賃金があり、全米に広がっている。自治体が生活賃金条例を制定し、自治体と一定額以上の商取引のある業者に対して生活賃金の支払いを義務化するというものである。市の全域に適用する市独自の最低賃金を設定する市も存在する。低賃金労働者の生活安定のために、今後、連邦最低賃金に物価スライド制を導入すること、医療保障制度を充実することが課題である。

## 目次

- I 最低賃金制度の歴史的経緯
- II 連邦最低賃金の目的、対象、決定・順守システムと水準
- III 州最低賃金制度の実態
- IV 最低賃金で働く労働者の実態
- V 貧困水準と最低賃金
- VI 生活賃金と市域最低賃金の現状
- VII 連邦最低賃金制度の残された課題

## I 最低賃金制度の歴史的経緯<sup>1)</sup>

アメリカ合衆国（以下では、単にアメリカと表現する）では1910年代に幾つかの州で最低賃金法が制定されて、最低賃金制度が発足した。しかし連邦最高裁で最低賃金法の違憲判決が出され、最低賃金制度が壊滅状態に至った。その後、世界大

不況の渦中に連邦最低賃金制度が創設されて、それが合憲とされたことから、各州でも最低賃金制度が復活し、今日に至っている。

### 1 最低賃金制度の発足と挫折

アメリカにおける最初の最低賃金法は1912年にマサチューセッツ州において、女性および若年者を対象として制定された。製造業者などからの強い反対を受け、決められた最低賃金を守らない場合は遡及支払いを強制せず、ペナルティは当該業者名を新聞に公表するというもので、強制力の弱い内容であった。以後、1923年までに13州で最低賃金法が制定された。最低賃金法制定の推進者は全国消費者連盟（National Consumers' League）および労働組合であった。

いずれの州でも、最低賃金制度の対象は女性および若年者であり、当時、女性や若年者が低賃金

で生活困難な状況にあったことを反映している。

最低賃金法制定の当初から、最低賃金法は憲法違反であるとの訴訟が幾度となく提起されたものの、僅差で合憲であるとの判決が続いた。しかし1923年に、連邦最高裁は、ワシントンDCの最低賃金法を憲法違反であるとの判決を5対3で下した<sup>2)</sup>。その理由は、雇用における契約の自由に反する、というものであった。その後の数年内に7州で、それぞれの州の最低賃金法が違憲であるとの判断が下された。また幾つかの州では最低賃金法の表現が修正されて存続したが、最低賃金法に違反したケースを事件として取り上げることはなかった。また、これらの州の多くでは最低賃金を改定することを控えた一方、一般賃金水準は上昇を続けたから、最低賃金制度の実質的意義が年々低下していった。

## 2 連邦最低賃金の制定

1930年代の世界大不況の中で、貧困と低賃金の広がりから最低賃金法を求める声が高まってきた。そこでワシントンDC控訴裁判所の判決を乗り越える法案の策定が進められた。そのポイントは、それまでの最低賃金法では生計費を基準として最低賃金を設定することをその内容としていたが、それに労働の公正価値も基準に加えるというものであった<sup>3)</sup>。この新しいタイプの最低賃金法は1933年にニューヨーク州で成立した後、同年中に他の5州でも成立した。1933年には、深刻な不況の下で全国産業復興法が成立したが、同法には「雇用主は大統領により規定された最低賃金率を守らなければならない」とする内容が盛り込まれた<sup>4)</sup>。しかし連邦最高裁が、1935年に全国産業復興法は違憲との判決を下したことから、この部分は削除された。

ニューヨーク州の新タイプの最低賃金法も訴訟の試練に直面し、州の初審では合憲とされたが、州控訴審では違憲とされ、1936年に連邦最高裁でも5対4で違憲とされた。他方、ワシントン州の最低賃金法をめぐる訴訟では、1936年に州最高裁は合憲と判断し、その後、連邦最高裁に上告された。1936年の選挙で再選されたローズヴェルト大統領は、全国産業復興法や最低賃金法を違

憲と判断する連邦最高裁に業を煮やし、最高裁判事を6名増員すると通告をした。その通告の効果があったかどうかは不明であるが、1937年に連邦最高裁はそれまでの判断とは異なってワシントン州の最低賃金法に対して合憲判決を下した<sup>5)</sup>。

連邦最高裁の合憲判決を受けて、カンザス州、ミネソタ州などでは州司法長官は、州最低賃金法は合憲であると決定し、ニューヨーク州、ウィスコンシン州などでは最低賃金法を制定した。

以上の動向が、1938年に最低賃金に関する規定を含む連邦法である公正労働基準法の制定を可能とした。同法では、被用者の健康、能率そして福利を維持する最低賃金水準の達成をその目的としている。同法に対する違憲訴訟が提起されたが、1941年に合憲判断が下されて、連邦最低賃金制度が確立した。

連邦最低賃金制度には、それまでの州最低賃金法とは異なる特色がみられた。第1は、最低賃金の適用を女性、若年者に加えて男性も適用対象としたこと、第2は、時給による最低賃金を法律で規定したこと<sup>6)</sup>、第3に、年齢や性による賃金差を設定せずに一律としたこと、である<sup>7)</sup>。

## 3 州最低賃金の復活と新たな最低賃金

連邦最低賃金制度の制定を受けて、最低賃金法の存在しなかった州での制定、男性に適用拡大した州（コネチカット州、ロードアイランド州、ニューヨーク州など）、最低賃金を法定する州（メイン州、アラスカ州、ハワイ州）など連邦最低賃金制度に沿った内容に変化していった。また、時給で最低賃金の設定を行うとする州が出始めた。その後も州最低賃金制度の改正が進められた。

1994年にはボルティモア市（メリーランド州）で市との間で商取引を有する事業者は、従業員に対して条例で定める生活賃金以上の賃金を支払わなければならない、とする条例が制定された。翌年にはサンタクララ郡（カリフォルニア州）で制定されるなど、市や郡などの自治体での生活賃金条例制定の動きはまたたくまに全米に広がった。

1962年には、ニューヨーク市で市内全域を適用対象とする市域最低賃金が法制化されたが、裁判所により差し止められた。次いで1964年には、

ボルティモア市（メリーランド州）で市域最低賃金が法制化され今日に至っている。また、1993年にはワシントンDCで市域最低賃金制度が法制化された他、2003年にはサンフランシスコ市でも制定されるなど、市域最低賃金が広がる動きがみられる。

## II 連邦最低賃金の目的、対象、決定・順守システムと水準

### 1 連邦最低賃金制度の目的

最低賃金制度および最高労働時間を規定する公正労働基準法は、法制定が「州際通商に、そして州際通商に影響する雇用での公正労働基準の樹立を支援すること」と述べた上で、その冒頭において同法の目的を次のように述べている（第2条<sup>9)</sup>。

a：通商あるいは通商のための商品の生産を行う産業において、被用者の健康、能率および福利に必要な最低限度の標準生活の維持を困難とする労働条件が存在し、それは次の事項を惹起することを連邦議会は認識している。

- ①通商を通じて、そのような労働条件を他の州の被用者に広げる
- ②通商および通商における商品の自由な動きを阻害する
- ③通商における不公正な競争手段を形成する
- ④労使紛争を引き起こし、通商および通商における商品の自由な動きを阻害する
- ⑤通商における秩序だった公正な商品の販売に介入する

加えて、連邦議会は、家事サービスのための使用人の雇用は、通商に影響を及ぼすことを認識している。

b：州際通商及び外国貿易を規制する権限の行使を通じて、雇用および賃金に大きな影響を及ぼすことなく、上述した産業における労働条件を是正し、またそのような労働条件をできる限り早期に除去することが、この公正労働基準法の政策であることを連邦議会は宣言する。

### 2 適用対象、適用除外と適用の特例

#### 〈適用対象〉

適用対象となる被用者の決定にはふたつの基準がある<sup>9)</sup>。第1は、被用者の働く企業・組織を基準とするもので、2人以上を雇用する企業・組織であって、①年商が50万ドルを超える企業・組織、②病院、医療施設、保育施設、学校、保育園、幼稚園、政府機関、のいずれかに勤務する被用者が対象となる。第2は、被用者の仕事を基準とするもので、第1の条件にあてはまらない被用者であっても、州際通商に従事する被用者及び家事被用者は対象とする、という内容である<sup>10)</sup>。事実上、ほとんどの被用者が対象となると考えられる。

#### 〈適用除外〉

適用が除外される被用者の範囲はかなり広い。管理業務、裁量的事務業務、専門業務、企業外販売業務、コンピューター専門業務の5業務に従事する被用者がそのほとんどであり、原則として賃金が時給制ではない被用者である。ホワイトカラーがほとんどを占めることから、この適用除外のことをしばしばホワイトカラー・イグゼンプションと称している。また適用除外範囲の被用者は exempt employees と表現され、週労働時間の上限である40時間の規定も適用されず、したがって残業手当の支給を要しない被用者でもある。上述の5業務の詳細については別規定で定められている<sup>11)</sup>。適用除外される被用者の割合は、2002年の Current Population Survey を利用してアメリカ労働省が推定した結果に基づいて推計すると就業者の22.5%となる<sup>12)</sup>。

#### 〈適用の特例〉

連邦最低賃金の適用においていくつかの例外がある。障害者、フルタイム学生、20歳未満の被用者で採用されてから90日以内の者、レストランの店員などチップを受領する被用者、職業訓練学生である。

##### a チップ受領被用者

チップを受け取る被用者が次の3条件、①チップと賃金を合わせると最低賃金以上となる、②チップ

ブは全額受領する、③恒常的に毎月30ドル以上のチップを受領する、を満たす場合には、雇用主はチップ受領被用者に時給2.13ドル以上を支給すればよい。チップと雇用主の支払う賃金の合計が連邦最低賃金に達しない場合には、達するまでの金額を雇用主は支払わなければならない。

#### b 若年者

20歳未満で、採用されてから90日以内の被用者に対しては、若年最低賃金(時給4.25ドル)を適用することができる。ただし、当該被用者の採用により他の被用者の雇用の減少、労働時間の削減、福利厚生を縮小してはならない。20歳に達した場合、あるいは雇用開始から90日を超えた場合には、通常の最低賃金が適用される。

#### c フルタイム学生

小売又はサービス提供店舗、農業、大学に雇用されるフルタイム学生については、米労働省の証明書を取得すれば、連邦最低賃金の85%以上の時給で雇用することができる。ただし学期中の労働時間は、1日8時間以内、1週間で20時間以内でなければならない。また大学の休暇中の労働時間は1週間で40時間以内でなければならない。

#### d 職業訓練学生

16歳以上の職業教育を受けている学生については、米労働省の証明書を取得すれば、連邦最低賃金の75%以上の時給で雇用することができる。

### 3 最低賃金の決定システム

連邦最低賃金の水準をどのように設定するか、またいつ改定するかについて明確な基準は存在しない。後掲の表1にみるように、民主党のクリントン政権下(1993年1月~2001年1月)において、それまでの4.25ドルから1996年に4.75ドル、97年に5.15ドルと引き上げて後、共和党のブッシュ政権下では改定の動きは停止した。民主党議員が度重なり最低賃金の改定法案を議会に提出したが改定は実現しなかった。ブッシュ政権下の2007年に改定が実現したのは、2006年の秋の中間選挙で被用者や労働組合を支持基盤とする民主党が躍進し、上下両院とも過半数を制したことが大きく影響している。

### 4 最低賃金の順守システム

公正労働基準法は公正労働基準法の順守状況に関する調査監督の規定を定めている(第11条)。調査官は、企業等に立ち入って賃金に関する情報を収集し、従業員を審問し、調査する権限が付与されている。州労働法の担当当局の同意と協力に基づき、州あるいは自治体の支援を受けることができる。雇用主は、賃金および労働時間に関する資料の保存義務が課せられている。また、公正労働基準法で規定する労働条件について調査官に法違反を述べるなどの情報提供を行った従業員を解雇するなどの行為は禁じられている。意図的な違反は犯罪として追及し、1万ドルまでの罰金が科せられる。2回目の違反には懲役刑が科せられることもある。最低賃金違反を意図的に、あるいは繰り返し行う場合には、違反1件につき1100ドルまでの罰金を科す(第15条)。

未払賃金の回復方法については、①労働省賃金時間局は週及支払いを管理する、②労働長官が訴訟により未払賃金を取り立てる、③当該被用者自身が訴訟を提起し、未払賃金と裁判費用の支払いを求める、④労働長官は、公正労働基準法の違反をやめさせるために、業務停止を求めることができる。未払賃金の時効は2年であり、意図的な違反の場合には3年である(第16条)。

以上に基づき、全米各州に調査官が配置されている。

### 5 最低賃金水準の推移

連邦最低賃金の水準は制度発足以来、表1に示すように変化してきた。1961年から1977年まで幾つかの最低賃金が併存しているが、これは新たに適用対象となった被用者の最低賃金を別建てで設定していたことによる。1978年からはすべての最低賃金が統合された。適用対象がどのように拡大されてきたかは後述する。

最も新しい改正では、2007年に2.1ドルの段階的引き上げの法改正を行い、同年7月に5.85ドル、2008年7月に6.55ドル、2009年7月に7.25ドルへと引き上げられた。2年間で3回の改正により2.1ドル引き上げられたが、連邦最低賃

表1 連邦最低賃金の推移

(単位：ドル)

発効期日	1938年法の適用者	1961年改正法の適用者	1966年改正法の適用者	
			非農業	農業
1938年10月24日	0.25	—	—	—
1939年10月24日	0.30	—	—	—
1945年10月24日	0.40	—	—	—
1950年1月25日	0.75	—	—	—
1956年3月1日	1.00	—	—	—
1961年9月3日	1.15	1.00	—	—
1963年9月3日	1.25	〃	—	—
1964年9月3日	〃	1.15	—	—
1965年9月3日	〃	1.25	—	—
1967年2月1日	1.40	1.40	1.00	1.00
1968年2月1日	1.60	1.60	1.15	1.15
1969年2月1日	〃	〃	1.30	1.30
1970年2月1日	〃	〃	1.45	〃
1971年2月1日	〃	〃	1.60	〃
1974年5月1日	2.00	2.00	1.90	1.60
1975年1月1日	2.10	2.10	2.00	1.80
1976年1月1日	2.30	2.30	2.20	2.00
1977年1月1日	〃	〃	2.30	2.20
1978年1月1日	2.65			
1979年1月1日	2.90			
1980年1月1日	3.10			
1981年1月1日	3.35			
1990年4月1日	3.80			
1991年4月1日	4.25			
1996年10月1日	4.75			
1997年9月1日	5.15			
2007年7月24日	5.85			
2008年7月24日	6.55			
2009年7月24日	7.25			

資料出所：U.S. Department of Labor：http://www.dol.gov/esa/minwage/chart.pdf

金は長期にわたって据え置かれていたことから、その間に既に多くの州で連邦最低賃金を上回る州最低賃金の改正が行われて、その効果は小さなものにとどまった。

#### 6 適用対象の拡大<sup>13)</sup>

1938年に制定された公正労働基準法の適用対象は、州際通商および州際通商のための商品生産に従事する被用者であった。その後、適用対象者

を拡大する改正が数次にわたり行われ、今日に至っている。その経緯を記すと、1949年の改正により、航空産業の被用者を適用対象とした。1961年の改正では、年間100万ドルを超える売上高の小売企業の被用者を適用対象とした。ただし、当該小売企業の事業所であって年間売上高が25万ドル未満のところは適用除外とした。これにより小売産業では対象者数が25万人から220万人に増加した。また地域輸送、建設、ガソリン・ステー

ションを含めた。1966年には、適用対象とする小売企業の基準である年間売上高100万ドル以上を年間50万ドル以上に、さらに1969年には年間25万ドル以上に引き下げた。1966年の改正では、公立学校、老人ホーム、クリーニング、建設業の被用者も適用対象とした。また農場に関して、雇用規模が四半期ベースでみてピーク期に500人以上となる農場を対象とした。

1974年には、連邦政府、州政府、市町村等自治体の非管理監督職の公務員および多くの家事使用人を適用対象に含めた。その後、1976年に連邦最高裁が州政府、市町村等自治体の公務員を公正労働基準法の適用対象とすることは違憲であるとの判断を下したことにより、対象からは外された。1981年には、売上高基準を25万ドルから36.25万ドルと引き上げた。これは物価上昇を反映するためである。

1989年には、小売事業および非小売事業の双方に、共通の売上高基準を適用することとし、基準額は50万ドルと定められた。

### Ⅲ 州最低賃金制度の実態

#### 1 州最低賃金の現状

アメリカは政治体制が連邦制であり、各州は独自の法制度が可能であることから、ほとんどの州で最低賃金法を制定している。冒頭に述べたように、州ごとに様々な動きがあり、複雑な発展を遂げてきた。連邦最低賃金制度の実現に先立って、幾つかの州で州最低賃金法がまず成立した。その後、訴訟の試練を受けて最低賃金法を廃止する州が相次いだ。連邦最高裁の判断の変化で復活させた州、新設した州などがあり、今日に至っている。

各州の最低賃金制度の2009年8月現在時点での状況を示したのが表2である。表2での制定年とは各州で最初に制定した年である。一部の州では制定し、廃止し再び制定している。制度が存在しない州は5州であり、アメリカ南部に集中している。最低賃金の水準は、最高はワシントン州の8.55ドルであり、連邦最低賃金を1.30ドル上回っ

ている。また最低はカンザス州の2.65ドルであるが、2010年1月から7.25ドルに引き上げられることから、それを除くとワイオミング州の5.15ドルである。

連邦最低賃金を上回る州が14州（ワシントンDCを含む）、同一が28州、下回る州が4州である。2007年5月の連邦最低賃金の7.25ドルへの段階的引き上げ改正決定を受けて、それ以降、州最低賃金を引き上げた州が多い。

州最低賃金を消費者物価の動きに応じて改定する州は10州である。その内容をフロリダ州についてみると、米労働省が公表した都市被用者消費者物価指数に基づき9月までの1年間の上昇率を算出し、上昇率に応じて翌年1月から改定としている。

連邦最低賃金が引き上げられて州最低賃金と等しくなり、あるいは上回った場合には、州最低賃金を自動的に改定するとする州が幾つか存在する。それによる新しい州最低賃金は、連邦最低賃金と一致させるとする州が大半であるが、コネチカット州、ワシントンDC、マサチューセッツ州では連邦最低賃金にプラスアルファして、常に州最低賃金が連邦最低賃金を上回るように設定するところもある。

#### 2 州最低賃金の適用範囲

州最低賃金と連邦最低賃金の双方の適用対象となる場合には、高い方の最低賃金が適用となる。

連邦最低賃金の適用対象については上述した通りである。州最低賃金の適用対象は、表2に示している。ほとんどの州が、原則として、すべての被用者を対象とするとしている。表2の「適用対象の特色」欄が空欄である州はそのような州である。そのような州であっても適用除外は存在する。たとえばミネソタ州についてみると、ベビーシッター、タクシー運転手、非営利団体ボランティア、選出された政府職員、警察官・消防官などが適用除外となっている。

### Ⅳ 最低賃金で働く労働者の実態

賃金が連邦最低賃金以下である被用者数の長期

表2 州最低賃金制度の実施状況

州名	制度発足年	州最賃 (時給, ドル)	消費者物価	連邦最賃が改定された時の州最賃の自動修正条項	適用対象の特徴
アラバマ	—	制度なし	—	—	—
アラスカ	1939	7.25	—	—	—
アリゾナ	1917	7.25	連動	—	年商 50 万ドル未満に不適用
アーカンソー	1915	6.25	—	—	4 人以上の雇用主に適用
カリフォルニア	1913	8.00	—	—	—
コロラド	1913	7.28	連動	—	—
コネチカット	1933	8.00:2010 年から 8.25	—	連邦最賃+0.5%	—
デラウェア	1965	7.25	—	連邦最賃に一致	—
DC	1918	8.25	—	連邦最賃+1ドル	—
フロリダ	2006	7.25	連動	—	—
ジョージア	1972	7.25	—	—	6 人以上の雇用主又は年商 40 万ドル以上に適用
ハワイ	1941	7.25	—	—	—
アイダホ	1955	7.25	—	—	—
イリノイ	1933	8.00:2010 年 7 月か ら 8.25	—	—	4 人以上の雇用主に適用
インディアナ	1965	7.25	—	—	2 人以上の雇用主に適用
アイオワ	1991	7.25:雇用開始から 90 日間は 6.35	—	連邦最賃に一致	—
カンザス	1915	2.65:2010 年から 7.25	—	—	連邦最低賃金の適用されな い雇用主に適用
ケンタッキー	1938	7.25	—	連邦最賃に一致	—
ルイジアナ	—	制度なし	—	—	—
メイン	1939	7.25:2010 年 10 月 から 7.50	—	連邦最賃に一致	—
メリーランド	1965	7.25	—	連邦最賃に一致	—
マサチューセッツ	1912	8.00	—	連邦最賃+10 セント	—
ミシガン	1964	7.40	—	—	2 人以上の雇用主に適用。 連邦最賃が高ければ、連邦 最賃適用対象は除外
ミネソタ	1913	6.15:年商 62.5 万ド ル未満は 5.25	—	—	—
ミシシッピ	—	制度なし	—	—	—
ミズーリ	1992	7.25	連動	—	50 万ドル未満の小売、サー ビス業に不適用
モンタナ	1971	7.25:年商 11 万ドル 以下は 4.00	連動	—	—
ネブラスカ	1913	7.25	—	—	4 人以上の雇用主に適用
ネバダ	1937	6.55 (注) 7.55 (注)	連動	—	—
ニューハンプシャー	1933	7.25	—	連邦最賃に一致	—
ニュージャージー	1933	7.25	—	—	—
ニューメキシコ	1955	7.50	—	—	—
ニューヨーク	1933	7.25	—	連邦最賃に一致	—
ノースカロライナ	1959	7.25	—	—	—
ノースダコタ	1919	7.25	—	—	—
オハイオ	1933	7.30:粗所得が 25.5 万ドル未満は連邦最賃	連動	—	—
オクラホマ	1965	7.25	—	—	フルタイム 10 人以上の雇用 主又は年商 10 万ドル以上
オレゴン	1913	8.40	連動	—	—
ペンシルバニア	1937	7.25	—	—	—
ロードアイランド	1936	7.40	—	—	—
サウスカロライナ	1923	制度なし	—	—	—
サウスダコタ	1939	7.25	—	—	—
テネシー	—	制度なし	—	—	—
テキサス	1919	連邦最賃	—	—	—
ユタ	1913	7.25	—	—	—
バーモント	1957	8.06	連動	連邦最賃に一致	2 人以上の雇用主に適用
バージニア	1975	連邦最賃	—	—	連邦最賃対象外に適用
ワシントン	1913	8.55	連動	—	—
ウェストバージニア	1966	7.25	—	—	連邦最賃対象外で 6 人以上 の事業所に適用
ウィスコンシン	1913	7.25	—	—	—
ワイオミング	1955	5.15	—	—	—

注:1) 州最賃に関し、連邦最賃と記している州では、法律に州最賃額を示さず、連邦最賃(現在、7.25ドル)を適用するとしている。

2) ネバダ州最低賃金では、福利厚生として医療保険を提供する雇用主は 6.55 ドル、提供しない雇用主は 7.55 ドルとしている。

資料出所:制度発足年については U.S. Department of Labor (1967) および各州ホームページ。最低賃金、消費者物価連動性、連邦最低賃金連動性、適用対象については、Guerin and DelPo (2009), Buckley and Green (2008), U.S. Department of Labor: <http://www.dol.gov/esa/minwage/america.html>

的な動向を見たのが表3である。米労働省労働統計局では、1979年以降の状況について公表している。すでに述べたように、連邦最低賃金の適用対象は、原則として賃金が時給で決まっている被用者である。1980年代前半には、連邦最低賃金以下で働く時給被用者<sup>14)</sup>は600万～700万人を数え、時給被用者に占める割合も10～15%を占める高い割合を示していた。統計のとれる1979年以降ではピークは1980年および1981年の15.1%である。また、被用者総数に占める割合をみると、長期的には低下傾向にある。2000年以降をみると2%程度以下で推移をしている。2007年から最低賃金の段階的引き上げが行われたが、連邦最低賃金以下で働く被用者比率の高まりは大きくはない。2007年から2009年までの2.1ドルの引き上げ効果が統計上で明らかとなるのは2009年8月以降であり、表3に示した統計でいうならば、2011年春の公表まで待たなければならない。

なお、以上に見たように、長期的には最賃以下で働く被用者数は大きく減少してきている。特に最賃相当の時給で働く被用者数が減少した。これは連邦最低賃金が長期にわたって据え置かれたことから、多くの州において州最低賃金の引き上げが実施され、連邦最低賃金を上回る州最低賃金を実施する州が相次いだことによる。

次に、2008年時点での最低賃金以下で働く被用者の分布状況を見たのが表4である<sup>15)</sup>。2008年には、時給被用者7531万人のうち、連邦最賃で働く者が29万人、連邦最賃未満で働く者が194万人であった。特に、若者、女性、パートに多くみられることがわかる。また外食店従事者が全体の約半数を占めている。

括弧内に示した数値は2006年の状況であり、若者、女性、パートに多くみられる傾向には変わりはない。2006年には年間を通じて連邦最低賃金は5.15ドルであった。したがって、表4は連

表3 連邦最低賃金以下で働く被用者の推移

年	被用者総数 (千人)	時給被用者				被用者総数に 対する連邦最賃以 下の割合(%)
		時給被用者 数(千人)	時給が連邦 最賃に一致 (千人)	時給が連邦 最賃未満 (千人)	連邦最賃以 下の割合 (%)	
1979	87,529	51,721	3,997	2,916	13.4	7.9
1980	87,644	51,335	4,686	3,087	15.1	8.9
1985	94,521	55,762	3,899	1,639	9.9	5.9
1990	104,876	63,172	1,096	2,132	5.1	3.1
1995	110,038	68,354	1,956	1,699	5.3	3.3
2000	122,089	73,496	898	1,752	3.6	2.2
2005	125,889	75,609	479	1,403	2.5	1.5
2008	129,377	75,305	286	1,940	3.0	1.7

資料出所：Bureau of Labor Statistics, *Characteristics of Minimum Wage Workers: 2008*

表4 最低賃金被用者の特徴(2008年)

属性	最賃以下の時給被用者(万人)			時給被用者に占める割合(%)		
	最賃	最低賃金未満		最賃	最低賃金未満	
16歳以上	223 (169)	29 (41)	194 (128)	3.0 (2.2)	0.4 (0.5)	2.6 (1.7)
・16～24歳	112 (87)	16 (25)	96 (62)	7.2 (5.2)	1.0 (1.5)	6.1 (3.7)
・25歳以上	110 (83)	12 (16)	98 (66)	1.9 (1.4)	0.2 (0.3)	1.6 (1.1)
・男性	73 (57)	9 (15)	64 (42)	1.9 (1.5)	0.2 (0.4)	1.7 (1.1)
・女性	150 (112)	20 (26)	130 (86)	3.9 (2.9)	0.5 (0.7)	3.4 (2.2)
・フルタイム	87 (65)	10 (10)	78 (55)	1.5 (1.1)	0.2 (0.2)	1.4 (0.9)
・パートタイム	135 (103)	19 (31)	116 (72)	7.4 (5.8)	1.0 (1.7)	6.3 (4.0)
・外食店従事者	117 (100)	8 (12)	109 (88)	17.6 (15.4)	1.2 (1.8)	16.3 (13.5)

注：括弧内の数値は2006年である。

資料出所：Bureau of Labor Statistics, *Characteristics of Minimum Wage Workers: 2006*, 同2008

邦最低賃金が5.15ドルの時から5.85ドルないし6.55ドルへと変化したときの状況を示している。連邦最低賃金の水準が上がったことから、連邦最低賃金以下の被用者数は増加している。

資料はやや古くなるが、最低賃金で働く被用者の状況を示したのが表5である。半数近くは「両親または親戚と生活中」であり、その多くは若者であると考えられる。「就労する配偶者と生活中」は2割強である。「一人で生活」が2割であるが、最低賃金で暮らしているのであるから、いわゆるワーキングプアとみることが可能である。続く「子供のある世帯での唯一の就労者」とは、典型的にはシングルマザーの例が考えられる。

## V 貧困水準と最低賃金

アメリカ政府は世帯収入を判定基準として貧困世帯を定義している。ある世帯が貧困であるかどうかの2008年の判定基準を示したのが表6である。世帯人員数および世帯を構成する者の年齢に応じて必要生計費は異なることから、それに応じて必要とする収入は異なるという考え方で算定している。

算定方法は、1963～64年の経済的困窮世帯の

表5 連邦最低賃金で就労している者の世帯状況

生活状態	割合
合計	100%
・両親または親戚と生活中	42
・就労する配偶者と生活中	23
・一人で生活	20
・子供のある世帯での唯一の就労者	15

資料出所：Hirschman (2000)

生計費を基準として、その後は消費者物価上昇率を考慮して基準となる生計費を修正し、延長して、それに基づき貧困世帯の判定基準となる収入を求めている。

表6に示した収入以下であれば、貧困世帯であると判定されることとなる。年間2080時間(=週40時間×52週)働くとして、時給がどれほどであれば基準収入を実現するかという時給を括弧内に示した。

2008年の連邦最低賃金は、7月に5.85ドルから6.55ドルへと引き上げられたが、それとの関係で括弧内の時給をみると、家族構成が2人世帯(世帯主65歳未満)である貧困世帯の2008年基準の収入水準には到達していないということが分かる。2009年7月には7.25ドルに引き上げられたが、その水準であれば、2人世帯(世帯主65歳未満)である貧困世帯の2008年基準の収入水準をかるうじて上回ることとなる。

## VI 生活賃金と市域最低賃金の現状

### 1 生活賃金の仕組み

アメリカの最低賃金を考察する上で、生活賃金を含めて検討することが必要である。生活賃金(living wage)とは「生活できる賃金」のことであり、生活賃金運動とは「生活賃金の支払い」を求める運動のことである。連邦最低賃金が物価上昇率ほどには上昇せず、実質的な購買力が大幅に低下し、最低賃金水準では貧困世帯の生活水準にも達しないことが生じたことから生活賃金運動が始まった。1994年には、ボルティモア市(メリー

表6 貧困世帯の判定基準となる収入水準(2008年基準)

(単位：ドル)

家族構成	18歳未満の子供の数			
	ゼロ	1人	2人	3人
1人(65歳未満)	11,201 (5.39)	—	—	—
1人(65歳以上)	10,326 (4.96)	—	—	—
2人(世帯主65歳未満)	14,417 (6.93)	14,840 (7.13)	—	—
2人(世帯主65歳以上)	13,014 (6.26)	14,784 (7.11)	—	—
3人	16,841 (8.10)	17,330 (8.33)	17,346 (8.34)	—
4人	22,207 (10.68)	22,570 (10.85)	21,834 (10.50)	21,910 (10.53)

注：( )内は、年間2080時間働いた場合に、示した収入水準を実現する時給を表している。

資料出所：U.S. Census Bureau : <http://www.census.gov/hhes/www/poverty/threshld.html>

ランド州)で生活賃金条例を勝ち取った。その後、数多くの自治体に広まり、今日ではボストン、ニューヨーク、ロサンジェルス、シカゴなどの大都市でも制定されるに至っている。全米の140以上の市や郡で生活賃金条例が制定されている。

地方自治体と一定額以上の商取引のある企業・団体は、条例で定めた生活賃金かそれ以上の賃金の支給をしなければならない、というのが生活賃金条例の内容である。法律に基づき最低限度の賃金を決めて、それ以上の賃金支払いを強制することから連邦最低賃金、州最低賃金と並ぶ最低賃金制度の一つとみることが可能である<sup>16)</sup>。地方自治体から補助金などの支援を受けた企業・団体にも適用するのが一般的である。この条例に違反した場合には、罰金、契約解除、商取引の停止などが行われる。

生活賃金の水準をどのように設定するかであるが、多くの市に共通して見られるのは、表6に掲げた貧困判定基準の収入水準に基づいて設定する方法である。その収入水準に到達するには、年間

2000時間 (=50週×40時間)あるいは2080時間 (=52週×40時間)働いたとして、どれほどの時給であればよいか、そのように生活賃金(時給)を決めるのである。その場合でも、どのような世帯構成を採用するかにより生活賃金のレベルは変わってくる。生活賃金運動を推進しているACORN<sup>17)</sup>では、4人世帯の貧困基準を推奨している。

生活賃金には2種類を設けるケースが多い。アメリカには、高齢者および貧困世帯を除き、わが国のような公営の健康保険制度が存在しない<sup>18)</sup>。そこで企業は民間企業が販売する医療保険を購入して、従業員が医療機関を利用できるようにしている。そこで福利厚生施策として医療保険を提供している場合の生活賃金と、医療保険を提供していない場合の生活賃金の2種類を設定するのである<sup>19)</sup>。

生活賃金条例を制定した自治体は、全米で140を超えるとされるが、そのうちの一部の主要都市の生活賃金条例の内容について見たのが表7である。

表7 主要都市における生活賃金の実施状況

都市名(州名)	導入年	対象となる商取引	生活賃金の内容
ボルティモア(メリーランド)	1994	5,000ドル以上のサービス契約	10.19ドル(2009年7月改定)
ニューヨーク(ニューヨーク)	1996	市とサービス契約する事業で働く約5万人に適用。医療従事者、介護、食堂、福祉サービス従事者など	職種で異なる。介護、福祉サービス10.00(+1.15)ドル、警備11.35(+0.78)ドル。括弧内は医療福利厚生者の費用(2008年7月改定)
ボストン(マサチューセッツ)	1998	25,000ドル以上のサービス契約	・12.79ドル(2009年7月改定) ・年2,000時間労働を前提に、4人家族の貧困水準に合わせる ・州最賃の1.1倍が貧困水準より高い場合には州最賃の1.1倍とする ・毎年7月1日に改定
シカゴ(イリノイ)	1998	市と契約する民間企業およびその下請けで働くケア・ワーカー、警備員、駐車場管理人、労働者、窓口出納人、エレベーター操作者、刑務被用者、事務員	・10.00ドル(2006年7月現在) ・毎年、地域の消費者物価の変動に応じて改定
ロサンジェルス(カリフォルニア)	1999	25,000ドル以上のサービス契約及びその下請け。年間100万ドル以上及び毎年10万ドル以上の補助金を受ける企業・団体	医療の福利厚生があるケースは10.30ドル、ないケースは11.55ドル(2009年7月現在)。毎年改定。病気、休暇のための年12日の有給休暇付与。家族含め病気のための10日の無給休暇付与
デンバー(コロラド)	2000	2,000ドル以上のサービス契約であって、市の施設に関わる駐車場管理人、警備員、事務補助スタッフ、保母保父	9.62ドル(2006年7月現在) 4人家族の貧困水準の改定に応じて改定

資料出所：各市のホームページ。

表8 市域最低賃金の制定年および実施状況

市名 (州名)	制定年	現行最賃	現行最賃 実施時期	特徴
ボルティモア (メリーランド)	1962	7.25	2009.7.24	2人以上雇用する雇用主が対象
ワシントン DC (ワシントン DC)	1993	8.25	2009.7.24	連邦最賃+1ドル
サンタモニカ (カリフォルニア)	2001	10.50 (医療保険あり) 13.00 (同なし)	2002	・市内の一部地域に限定して実施。 ・2002年に制度廃止。
ニューオーリンズ (ルイジアナ)	2002	6.15	2002	・連邦最賃+1ドル ・売上高50万ドル未満の雇用主は適用除外 ・2002年9月、州最高裁で無効となる
サンタフェ (ニューメキシコ)	2003	9.92	2009.1.1	・25人以上を雇用する雇用主に適用 ・地域の消費者物価に連動して改定
サンフランシスコ (カリフォルニア)	2003	9.79	2009.1.1	・地域の消費者物価に連動して改定
マジソン (ミネソタ)	2004	5.75, 3年後に7.75	2005	・2005年6月に州法により無効となる
エメリービル (カリフォルニア)	2005	9.00	2005	・ホテルの被用者に限定して適用
アルバカーキ (ニューメキシコ)	2006	6.50 (医療保険なし) 7.50 (同なし)	2009.1.1	—

資料出所：Sonn (2006) および各市のホームページ

## 2 市域最低賃金の動向

生活賃金運動の背景と同様に、連邦最低賃金や州最低賃金の実質的価値の低下から、市域最低賃金を創設しようとする動きが発生した。

州最低賃金の有効性は、冒頭の「最低賃金制度の歴史的経緯」のところで述べたように長らく裁判所の判断で揺れ動いたが、市域最低賃金の有効性についても全米で統一されていない。メリーランド州、ニューメキシコ州、カリフォルニア州では市による市域最低賃金決定権限が認められているが、テキサス州など10州では市が市域最低賃金を決定することを禁じる法律を制定した<sup>20)</sup>。その結果、マジソン市 (ウィスコンシン州) 及びニューオーリンズ市 (ルイジアナ州) では市域最低賃金を決定したものの無効となった。ルイジアナ州で

は州最低賃金そのものも制度化していない。それ以外の州では未だに不明確である。

## VII 連邦最低賃金制度の残された課題

長期間にわたって据え置かれてきた最低賃金が、2007年7月に段階的ではあるが大幅に引き上げられ、連邦最低賃金に関しては、現在は一件着落の状態にある。

連邦最低賃金について、今後の課題としてどのような問題が残されているであろうか。第1は、物価スライド制の導入問題である。2007年までの10年間、連邦最低賃金は改定されず、他方、この間に消費者物価は29.5%上昇した。最低賃金がそれだけ切り下げられたこととなる。生活安定を図ることの最も難しい低賃金被用者層の実質

的な賃金水準が下がることは異常な事態である。こうした低賃金層ほど、実質的な賃金水準を維持しなければならない。そのためには連邦最低賃金を物価にスライドして引き上げることが必要である。すでに10州では、州最低賃金に物価スライド制を導入している。導入に際しては、そうした先例が参考となる。

第2は、国の社会保障制度の一環としての医療保障制度の充実である。アメリカには国民全体をカバーする医療保険制度が存在しない。企業が民間医療保険会社から医療保険を購入して、従業員に対して福利厚生の一環として提供する。米労働省労働統計局の2009年 National Compensation Surveyによれば、被用者のうち企業による医療保障（歯科および眼科の治療を除く）を受けている者の割合は74%、歯科治療については同48%、眼科治療については同29%である。賃金が被用者全体の低位10%以内である低賃金被用者の医療保障状況をみると、数値はそれぞれ26%、14%、10%と極めて低くなる。医療保障を受けられない被用者は、自己負担で民間の医療保険を購入するか、全く保障のない状態に置かれることになる。現在、オバマ政権が事実上の国民医療保険制度の導入に取り組んでいるが、最低賃金かそれに近い賃金の被用者ほどその実現を必要としていると考えられる。

\* 本稿の作成にあたっては、科学研究費補助金に基づく研究「アメリカ企業における役員報酬と一般社員報酬の格差」(基盤研究(C), 課題番号20530364, 平成20年度~22年度)の成果の一部を利用している。

\* \* 本稿作成中に刊行された北澤(2008)は、アメリカの最低賃金制度に関して、最近(2008年時点)を扱っており、本稿とかなり重なる内容を含んでいる。本稿と合わせて参照されたい。

\* \* \* 本稿作成にあたっては、連邦政府、州政府、自治体等の様々なホームページを参照し、執筆の参考とした。

- 1) 最低賃金法制の歴史的経緯は、主としてU.S. Department of Labor (1967) および Neumark and Wascher (2008) に依拠している。
- 2) 女性エレベーター操作員の賃金をめぐる事件において、ワシントンDCの控訴裁判所はワシントンDCの最低賃金法が違憲であるとの判断を下し、それが上告されて連邦最高裁で控訴裁判所の判決を支持する判決がなされた、というものである (U.S. Department of Labor (1967) p.77)
- 3) ワシントンDCの控訴裁判所における違憲判決において、「労働から得た便益と公正な関係を有する賃金支払いは理解できることである」という表現があり、この点に依拠したも

のである (ibid., p. 81)。

- 4) 最低賃金率は、原文では、minimum rates of pay である。(ibid., p. 81)
- 5) 連邦最高裁の判決の変化については中窪(1995)でも言及しているが、ここでは Neumark and Wascher (2008) に依拠している。1936年の違憲判決で違憲判断を下したロバート判事が、合憲判断に変化したことが違憲から合憲に変化した直接的原因である (Neumark and Wascher 2008, p.18)。合憲判決を受けて、ローズヴェルト大統領は、連邦最高裁判事の増員通告を撤回した。
- 6) それまでの、あるいは当時の州最低賃金法では、わが国のように公労使からなる賃金委員会が最低賃金の決定を行い、それを命令として発出するという仕組みが主流であった。また、時給ではなく、日給あるいは週給とするところも少なくなかった。
- 7) 当初の法律には、法定最低賃金よりも高い産業別最低賃金を設定する委員会に関する規定も置かれた。しかしその部分は1949年改正で削除された。
- 8) ここに記した公正労働基準法の目的は、最低賃金および週最高労働時間の設定に関するものであり、該当条文を筆者が訳出したものである。
- 9) 公正労働基準法での対象範囲に関する記述はかなり複雑である。ここではそれをわかりやすく解説したU.S. Department of Laborのホームページ資料 (Fact Sheet #14: Coverage Under the Fair Labor Standards Act) に基づいている。
- 10) 「州際通商に従事する」という概念はかなり広い。たとえば、他の州に日常的に電話をかければ該当する。掃除している建物内で他州向けの生産が行われていれば、掃除することも該当する。
- 11) 別規定とは、U.S. Department of Labor, 29 CFR Part 541, Defining and Delimiting the Exemptions for Executive, Administrative, Professional, Outside sales and Computer Employees; Final Rule, *Federal Register*, April 23, 2004である。この資料の詳細については笹島(2007b)に記述されている。
- 12) 笹島(2007b)において推計している。
- 13) ここでの記述は次の資料に基づいている。U.S. Department of Labor: <http://www.dol.gov/esa/minwage/coverage.html>
- 14) 連邦最低賃金未満で働く被用者がかなり存在するが、上述したように、適用除外あるいは適用の特例の被用者が存在することから、直ちには法律違反とは断定できない。
- 15) 基礎の資料は、毎月調査の Current Population Survey である。2008年7月には、連邦最低賃金は、5.85ドルから6.55ドルへ引き上げられた。
- 16) Neumark and Wascher (2008) では、living wage を minimum wage at the city or county level あるいは local minimum wage と表現している箇所がある (p. 35)。
- 17) ACORN とは、Association of Community Organizations for Reform Now の略であり、地域における住宅・安全・教育・賃金など身近な生活問題を取り上げ、改善・解決を求める低所得階層の草の根運動組織であり、会員数は15万世帯、51市に700の支部がある。
- 18) 幾つかの自治体では、独自に事実上の健康保険制度を整備している。マサチューセッツ州では、2006年には低所得層に対して補助金を支出することにより民間医療保険の購入を可能とし、すべての住民が医療保険に加入できるようにした。

また、オバマ政権が2009年の政権発足以降、国民皆健康保険制度の創設に向けて努力している。

- 19) ネバダ州最低賃金では、表2にみるように医療保険が雇用主から提供されるかどうかで最低賃金額に1ドルの差をつけている。
- 20) 他の7州はフロリダ、ジョージア、アリゾナ、コロラド、ユタ、サウスカロライナ、オレゴンの各州である (Sonn 2006)。

#### 参考文献

- 北澤謙 (2008) 「アメリカの最低賃金制度」『諸外国における最低賃金制度』資料シリーズ No. 50, 独立行政法人労働政策研究・研修機構。
- 中窪裕也 (1995) 「アメリカ労働法」弘文堂。
- 笹島芳雄 (2003) 「アメリカの生活賃金運動」『世界の労働』2003年7月。
- (2007a) 「米国の最賃制度をめぐる最近の動向と今後の課題」『世界の労働』, 2007年11月号。
- (2007b) 「アメリカのホワイトカラー・イグゼンプション」『労働法令通信』, 2007年3月18日号。
- Buckley, John F., and Ronald M. Green (2008) *2008 State by State Guide to Human Resources Law*, Wolters Kluwer.
- Card, David and Alan B. Krueger (1995) *Myth and Measurement: The New Economics of the Minimum Wage*, Princeton University Press.
- Guerin, Lisa and Amy DelPo (2009) *The Essential Guide to Federal Employment Laws 2nd ed.*, NOLO.

- Hirschman, Carolyn (2000) "Living Wage." *HR Magazine*, July.
- Levin-Waldman and Oren M. (2005) *The Political Economy of the Living Wage: A Study of Four Cities*, M. E. Sharpe.
- Neumark, David and William L. Wascher (2008) *Minimum Wages*, The MIT Press.
- Pollin, Robert and Stephanie Luce (1998) *The Living Wage: Building a Fair Economy*, The New Press.
- Sonn, Paul K. (2004) "Citywide Minimum Wage Laws : A New Policy Tool for Local Governments," *IRRA Proceedings of the 57 Annual Meetings*.
- (2006) "Citywide Minimum Wage Laws : A New Policy Tool for Local Governments," *Economic Policy Brief* (Brennan Center for Justice at New York University School of Law) No 1, May.
- Steingold, Fred S. (2002) *The Employer's Legal Handbook 5th ed.*, NOLO.
- Thies, Clifford F. (1991) "The First Minimum Wage Laws," *Cato Journal*, Vol. 10, No. 3 (Winter).
- U.S. Department of Labor (1967) *Growth of Labor Law in the United States*, U.S. Government Printing Office.

ささじま・よしお 明治学院大学経済学部教授。最近の主な著作に『労働の経済学——少子高齢社会の労働政策を探る』(中央経済社, 2009年)。社会政策論, 労働経済論専攻。